**第５回大阪府障がい者自立支援協議会地域支援推進部会**

**基盤整備促進ワーキンググループ**

日　時：平成２９年３月２７日（月）

１０時００分～

場　所：國民會館住友生命ビル

１２階小ホール

○事務局　ただ今から、「平成２８年度第５回大阪府障がい者自立支援協議会地域支援推進部会　基盤整備促進ワーキンググループ」を開会いたします。本日はお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。私は、司会進行を務めます沖中でございます。

　まず、配布資料を確認いたします。

　議事次第

　資料１　平成２８年度障がい者グループホームの実態に関する調査《速報版》

　資料２　障がい者グループホームにおける防火安全対策に関するガイドライン（素案）。

　資料３　障がい者グループホームにおける防火安全対策フロー（案）

　資料１から３までが事務局からの資料です。

　それとオブザーバーからいただきました「大阪府グループホームガイドライン文案への意見」が１部です。

　資料は以上になりますが、不足等はございませんか。

　次に、会議の成立についてご報告いたします。部会運営要綱第５条第２項の規定において「部会は、部会委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない」となっております。本日は委員７名のうち５名の出席がございますので、会議は有効に成立していることを委員会にご報告いたします。

　なお、同要綱第８条の規定により、本ワーキンググループは原則公開となっております。個人のプライバシーに関する内容についてご議論いただきます場合には、一部非公開ということで傍聴の方にご退席いただくことになりますので、プライバシーに関するご意見をされる場合はお申し出いただきますようお願いいたします。また、議事録等作成のため録音をさせていただきますので、あらかじめご了承願います。

○事務局　あらためましておはようございます。年度末のお忙しいときにありがとうございます。着座にて失礼します。

　会議に先立ちまして、私から２点ご報告がございます。年末にスプリンクラーに関しての第１回ワーキングを開催させていただきました。そのときのご意見を踏まえまして、年明けに、消防庁に大阪府としてガイドライン~~案~~を作りたいとお話をしてまいりました。

方向性としては、これまでは自治体消防に一方的にスプリンクラーの免除を求めるような方向で考えていたのですが、それではなかなか駄目というご意見を頂戴しましたので、あらためて大阪府としての考え方、グループホームの事業者、自治体、大阪府も含めて、自治体消防、それぞれがどのような責任と役割を果たして、グループホームの防火安全体制を確立していくのか。そのような方向性を持ったガイドラインを作りますということでご報告をしてまいりました。

　消防庁から言われましたのは、内容はさておき、入り口の議論として、福祉サイドだけでガイドラインを作らないこと。あくまでも自治体消防のご意見で、できればワーキングに自治体消防が入っていただいて議論をしてほしい。でないと作っても何の役にも立ちませんということで、強く言われております。

　それを受けまして、庁内調整、私どもの消防保安課、自治体消防を何カ所か回りました。大阪府の考え方はこのようなことですと、ご説明はしまして、ぜひワーキンググループにオブザーバーとして参加してほしいとお願いしてまいりましたが、残念ながら、今時点でそれはかなえられておりません。ただ、引き続き、このワーキングに参加をいただけるように調整をしてまいりますので、その点はご容赦をいただきたいと思います。

　それでは、これからの議事進行につきましては、ワーキンググループ長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○ＷＧ長　はい。お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

今日は１点、障がい者グループホームの防火安全対策に関するガイドラインに焦点を絞って、ご意見を頂戴してまいりたいと思います。それでは早速ですが、議題に移らせていただきたいと思います。

　はじめに、お配りいただいた資料で、ガイドライン検討の基礎資料となる実態調査の速報値が出ておりますので、こちらにつきまして事務局からご報告を受けたいと思います。よろしくお願いします。

○事務局　よろしくお願いいたします。座ってご説明をさせていただきます。お手元に配布させていただいております資料１に添ってご説明をさせていただきます。

　昨年度のワーキンググループで説明をさせていただきましたが、今年度の平成２７年２月１日を基準日といたしまして、大阪市が別途調査を行っているということでございましたので、大阪市を除く大阪府内の市町村に所在する障がい者グループホームを対象に実態調査をさせていただきました。一番後ろに調査票を付けさせていただいておりますが、皆さまのご協力をいただいて作成し、実施させていただいたところでございます。

現在のところ、大阪市は集まってきたものを集計しているところでございますので、今回の集計に関しましては手前どもで実施しました大阪市以外の市町村のグループホームの速報の集計ということで、あらかじめご了承いただきたいと思います。

　調査方法ですが、グループホームの運営法人、こちらで把握しております２７９法人に対して調査表を送付いたしまして、できる限りメールでとご協力をお願いいたしました。２３５事業所、共同生活住居数でいいますと1,028の事業所から回答を得ました。２週間あまりという短い期間で、回収率は６９．１％、約７割近いご回答をいただいて、ありがたいことだと思っているところでございます。

　１枚めくっていただきまして、調査結果の概要についてご説明をさせていただきます。こちらについては、回答のあった中で一部回答におかしなところもあるのですが、短い期間ですので全てについて各事業所の書いていただいたところに確認を取ることができておりませんので、未回答や明らかにおかしいところについては省かせていただいたものを集計させていただいております。

　１つ目のグループホームの概況でございます。利用建物の状況としまして、住宅形式と所有関係について集計しております。住宅形式につきましては、独立型いわゆる戸建て形式のものが約３割。集合型といいますか、共同住宅形式のものが、公的と民間を合わせて約７割という結果になっています。

所有関係につきましては、全体で見ると所有が１５．６％、賃貸が８４．４％となっておりまして、それぞれを掛け合わせたものが下の表に記載させていただいております。独立形式の所有が半数近くの４３％ですが、集合型では９割以上が賃貸であるということで、これは平成２６年に実施をしております大阪府内の実態調査、これは大阪市も含んでおりますので、単純比較はできませんが、ほぼ同様の傾向になっているかと思います。

　次のページにまいりまして、グループホームの規模でございます。住宅形式と定員を掛け合わせた表を記載させていただいております。全体で見ますと４人以下のところが７６．７％。５人から６人が１４．９％。７人以上が８．４％となっております。やはり小規模なところが多いという傾向が出ております。延べ面積で見ましても、全体としましては１００㎡未満のところが７４．３％。この「１００㎡」はあとで説明します免除要件のラインになってまいりますので、特に独立型について１００㎡未満が３０％と、それ以外の１００～１５０㎡、１５０～２７５㎡、このあいだのところにも相応の数字がいますので、そのようなところを考慮に入れて、検討していかなければいけないのかなということになっています。

○事務局　１点だけ補足をさせてください。このグループホームの規模でございます。４人以下が７６．７％という数字が出ております。少し古いのですが、平成２６年時点での全国の数字を申し上げますと３８％。４人以下が３８％という数字が出ておりますので、大阪府の場合はほぼ倍が４人以下となっております。

○事務局　次のページにいかせていただきます。独立型、集合型、それぞれの階数について集計させていただきました。スプリンクラーの免除要件で、大きく影響してきます何階かというところを見るために集計させていただいたものです。

　独立型で見ますと、１階建ていわゆる平屋が１１．１％。大多数が２階建てで約７割となっております。（６）項ロだけを抜き出してみますと１階建てが少しアップしますが、なかなか避難階のみという条件だけではクリアできるところは少ないかと思います。

　集合型につきましては、１つの建物に複数の住戸があるグループホームもございますので、その場合はこちらで分かる範囲で高いほうで集計させていただいております。このため、４階以上が一番多い数字になっておりますが、やはり１階２階が半数強、それ以上の部分に半数弱の住戸があるという結果になっておりますので、こちらについてもなかなか厳しい内容かと思います。

　こちらの集計には出ておりませんが、アンケートの中では内装不燃について聞いておりますが、よく分からないというところが大多数を占めております。独立型で約２５％、集合型で２０％くらいが何とか不燃は大丈夫かというところですが、それ以外のところについては、内装不燃については分からないか対応ができていないということになっております。

　次のページにまいりまして、入居者の状況でございます。上段に入居者の障がい支援区分がどのようになっているのか整理させていただいております。平均支援区分で見ますと、全体で３．８２となっておりまして、前回の調査は大阪市も含んでおりますが３．６６でございましたので、若干、重度化が進んでいるのではないかという傾向が見受けられます。

　夜間支援体制につきましては、宿直であるかとか、夜勤であるかとか、そのようなところについて集計するには少し時間が必要だということで、あくまで今回回答があった部分で集計させていただいております。こちらにつきましても、スプリンクラー免除要件の１つである「４対１」を満たしているかどうかにつきましては、（６）項ロで見ましても半数強となっております。

○事務局　もう１点、補足をします。今、見ていただいている障がい支援区分再掲のところで、グラフ外のところですが、区分４以上が５７．５％。これが大阪の実体でございます。これも古いのですが平成２６年の数字で申し上げますと、全国数値は２５％となっておりますので倍以上です。大阪は重度の方も地域でお暮らしになられている印象でございます。

○事務局　夜間支援体制の説明にいきたいと思います。未回答のところにつきましては、そもそも夜間支援体制がないのか、回答漏れなのかというところもございますので、この辺はもう少し実態をそれぞれのグループホームに聞いていかないと分からないところです。

　次のページを見ていただきまして、これからが本題になってまいります。消防法令関係の状況について整理をさせていただいています。

　１つ目が用途区分でございます。こちらについては、上段に事業者の回答を集計したもの、下段に定員と入居者の割合を整理させていただいております。（６）項ロというスプリンクラーにかかってくる部分につきましては、国の基準では重度障がい者が定員の８割を超えると（６）項ロになります。こちらが事業者の回答になりますと、３５．４％と少し開きが見受けられます。これにつきましては消防によって異なってまいります。住棟単位で区分を判定するのか住戸単位で見るのか。今の時点では８割をぎりぎり切っているけれども、将来的には（６）項ロになるのであれば（６）項ロということで、設備については検討してくれと言われているところがあるのかなというところで、一定開きがあるのではないかと思われます。

　ただ一方で、よく分からないという回答が９．９％と約１割ございます。そちらについても、なぜ分からないのか、一定掘り下げていく必要があるのかなとは思っております。

○事務局　申しわけありません。今の（６）項ロの割合で、３５．４という数字がございます。これも平成２６年の全国平均でいいますと１１％という数字が出ておりますので、大阪府の場合３倍強が（６）項ロでございます。

○事務局　続きまして７ページです。スプリンクラーの設置状況について集計しております。これについては２７５㎡以上のものについては対応されているであろうということと、事業者の回答として（６）項ロについて集計をさせていただきました。

設置済みが２７．５％となっておりまして、前回の平成２６年の調査では４％でございましたので、こちらについては大幅にアップしているものの、今後設置予定を含めましてまだ半数強くらいで、それ以外の４７．２％については設置困難、もしくは設置予定なしという回答になっております。大阪府営住宅にいたっては、設置は今のところ、今回設置されていると聞いているところはあるのですが、そちらからは回答をいただいておりませんのでこの集計には０％となっております。

　設置困難、設置予定なしが６５．６％とかなり大きくなっています。理由について聞いたところによりますと、やはり費用面の問題が一番大きくて、ほとんどのところが費用面です。あとは家主の了解が得られないが続いております。今、借りているところが老朽化しているので、今のところに付けるよりは転居を検討しているとか、新しく建てることを検討しているところもございますので、全てが付かないわけではないと思うのですが、なかなか厳しい状況だと思います。

　続きまして、火災通報装置。こちらは自火報連動ということで、平成２７年度以降（６）項ロの施設について、認可されているところについては、スプリンクラーの設置は高い状況になっておりますが、２割強のところが設置困難もしくは設置予定なしという結果になっております。

　最後の８ページでございます。自動火災報知設備の設置状況でございます。こちらについては全ての（６）項ロ、ハ関係なく、全てのグループホームに義務付けされているものでございまして、６割強が設置されております。設置予定のところを含めると８割ぐらいですが、こちらにも設置困難や設置予定なしという回答が存在することについて問題点があるのではないかと、後ほどのガイドラインにも反映させていただいております。

　非常に駆け足で簡単ではございますが、実態調査の速報についてのご説明は以上でございます。

○ＷＧ長　ありがとうございました。まずは、今ご説明いただいた速報値の報告について、ご質問、ご意見があれば頂戴したいと思いますがいかがですか。

○オブザーバー　前にデータの表でもらっていたものは、今日は。

○事務局　今日はお配りしておりません。

○オブザーバー　またいただけますか。前の自立歩行困難者がいないところについて、戸建てと共同住宅の差が分かりましたら教えていただきたいです。

○ＷＧ長　他、いかがですか．

○事務局　自立歩行が困難な方がおられない割合は９５％ぐらいになっています。

○オブザーバー　戸建てと集合住宅を別で出すことは。

○事務局　それはできていませんので、またお示しします。

○オブザーバー　よろしいですか。スプリンクラーと火災通報装置で、火災通報装置は府営住宅にありますか。設置困難な理由の中に、府営住宅などは家主の了解などはあるのですか。

○事務局　そちらについても、あるかないかといえばあります。もともと、いろいろスプリンクラーをはじめとして設置できない時期もございましたので、現時点で本当に確認をした上で駄目だと言われて回答しているのか、前に駄目だと言われたので駄目だろうということで困難という回答をしているのかは、おそらくそのようなものもいくつかあるのだろうと思われます。

○オブザーバー　だからグループホームで府営住宅の活用率は非常に高いのですが、そこで家主といえば誰になるのですか。そこが設置困難とか駄目とか言われるのだったら話にならないのですが。そこは直には確かめていないのですか。家主には確かめていないのですか。

○事務局　家主につきましては、当然、対応可能だとなっていますので。

○事務局　府営住宅の所管課には確認しました。

○オブザーバー　確認は入れている。

○事務局　はい。現在はその改修の申請を出していただければ、速やかに許可をしますと。

○オブザーバー　駄目ということはないということですね。

○事務局　はい。スプリンクラーしかり、自火報しかりです。

○オブザーバー　ただ、建物全体という話はまた別の話ですね。

○事務局　それはそうです。

○オブザーバー　分かりました。

○オブザーバー　自火報とか火通報で、そこのグループホーム部分だけで設置困難というのは、あまり聞いたことがないのですが。データを見ていて意外だったのが、平成２７年４月１日以降に開設しているグループホームであっても自火報が付いていないのが何％か出ていましたよね。１３件あるように書いておられた。２０％くらい、（６）項ハでも。

○事務局　すみません。事前にお送りさせてもらったものを今日配らせていただいていないのは、やはり回答そのものに疑問のある回答が見受けられます。例えば、グループホームの定員と入居者の合計が、入居者のほうが多い回答があったり、明らかに区分２、３ばかりの人しか入っていないのに、（６）項ロにカウントしているとか、そのようなところもございます。今、明らかに出していくところについては問題があるかと思っています。同じように、回答についても先ほど申し上げましたが、設備構造上、設置できないと府営住宅で回答があったりするところなどがありますので、もう少し精査が必要かと思っております。

　その中で平成２７年４月１日以降なのに、法に照らして付けないといけないところが付いていないのに、指定認可されているところについても、いくつか確認をして修正していただいたところも、「間違いです」というところもございます。そのようなところが混じっているのかなと。

○ＷＧ長　ほかはいかがですか。これを踏まえて、ガイドラインのということになりますが、速報値について、補足でご質問、ご意見はございませんか。

○委員　これは各施設ではなくて法人に出しているのですね。

○事務局　はい。各施設のデータはこちらでは持ち合わせておりませんので、指定のデータの中から運営法人を全部抽出させていただいて、それぞれの法人にお送りさせていただいておりますので、少し抜け落ちているところはあると思います。

○ＷＧ長　よろしいですか。大体の細かな数字の上下動はあるとして、大きな傾向として捉えた上で、次のガイドラインの検討をしていきたいと思いますがよろしいですか。

　それでは、ガイドライン（素案）について審議に移りたいと思いますので、まずは事務局から説明をお願いできますか。

○事務局　すみません、最初に素案の説明に入る前に一言申し上げます。委員の先生方全員にお伺いさせてもらったのですが、ぎりぎりになったということで申しわけございません。それと併せて、消防庁予防課にも問題を見てもらっています。メールのやり取りをやっているのですが、消防庁にも疑問点なり意見があると言われていますので、まだ素案ということで、これからどんどんブラッシュアップしていかないといけない（案）ということでお含みおきいただきたいということで、ご説明をさせていただきます。

○事務局　では、内容の説明に入らせていただきます。何度も繰り返しになりますが、このガイドラインを作成するにあたって、全体の構成ですが、どのようにしていくべきかということで、事務局でもいろいろと検討してきました。

結果、消防法令がここ数年大きく変化してきている中で、実態調査でも明らかになっているように、そもそも消防法令が非常に複雑で分かりにくいところもあって、なかなか末端まで届いていないのではないか。それは事業者も行政担当者も含めて、担当が変わったり職員が変わったりすることによって、うまく引き継がれないことがあったりがございます。そのようなことがないように正しく理解していただいて、それぞれに不可欠な共通認識を持って連携協力をして防火安全対策を進めていってほしいということで、全体の構成を考えております。

　目次をご覧いただきながらですが、１章に、法改正の経過や現在グループホームに課せられているいろいろな規制について、整理をさせていただいております。

　２章が、スプリンクラーについてでございます。国の免除基準がどのようになっているか。それは対応がなかなか難しいということで、どのように考えていけばいいかについて整理をさせていただいております。

　３章で、それぞれの事業者、行政、自治体消防が一体となって推進していくための責任と役割を整理させていただくという形になっております。

　今回は時間が間にあっておりませんが、最後の「終わりに」で、やはり制度上に大きな問題があるのではないか。今の消防法、特にスプリンクラーの基準につきましては、もともと大きな規模の施設をメインに置いた基準をもとにして考えられてきました。容積、面積要件が撤廃されたときに、一定議論はされているものの十分ではなかったのではないかという部分もありました。

　特に大阪府内で多い４人以下のグループホームなどにつきましては、１人入居者が入れ替わるだけで用途区分が入れ替わるという現場で、対応が困難な状態になっていますよと。各消防に聞いても、制度上問題はあるのですが、なかなか消防の現場サイドからは上げにくいですという声も聞こえてきます。このあたりについては、最後のほうでまとめて国に対して働きかけをしていくことが、われわれの役割ではないかと思っています。

　一方で、（６）項ハであっても、歩行困難な方が入居されているところについては、スプリンクラーを設置しないと安全確保ができない。つい先日の火災などを見ますと、そのような事例は絶対に出てくると思いますので、そのようなところについても付けられるような体制整備、特に経済的負担の軽減策は非常に重要だと、国に言っていかないといけないと思っています。そのようなところは今後も整理をさせていただきたいと思っています。今日のところは１から３まで、順次説明をさせていただきます。

　１つ目のグループホームの防火安全対策でございます。こちらにつきましては、法の改正の変遷について整理をさせていただきました。特に下の表でご覧いただきたいのですが、平成２１年４月の改正。こちらは平成１８年の長崎県大村市の認知症高齢者グループホームの火災を契機に改正がされております。この改正前は、グループホームは明確に消防法には位置付けされておりませんでした。こちらに書かれているのが、そのままなんですが、障がい福祉サービスといいますと、いわゆる障がい者支援施設と生活介護などの事業に限るということで、実態としましては点線の括弧で囲ませていただいています。実態に応じて（５）項ロである共同住宅や、一般住宅の扱いをされていたところが過去にございます。

　平成２１年に、明確に共同生活介護・共同生活援助が国の改正の中に入ってきまして、ここから大きく動き出しているところでございます。平成２７年４月１日の改正までは、２７５㎡以上のところがメインターゲットでございましたので、特段、大阪府内では大きな問題は出てきていなかったのですが、一気に面積要件が撤廃されまして、問題が浮上してきたものです。

　現在の改正としましては、下の黒い四角で書かせていただいておりますが、障がい支援区分が４以上の者が定員のおおむね８割を超えることを目安として、所轄消防機関が判断して（６）項ロ、ハを区分することになっております。ですので、なかなか事業者だけでは判断がつかないので、消防と調整をしていただかないと、実際に自分のところがどうなのかが分からないのが実情でございます。

　次のページに移っていただきまして、消防用設備の設置義務について整理をさせていただいております。こちらにつきましても、やはり平成２１年の法改正で大きく動いております。（６）項ロ、ハで、それぞれ義務化が行われている設備は違うのですが、上段の（６）項ロのグループホームにつきましては、平成２１年以降、自火報と消防機関に通報する火災通報装置などが義務化されております。平成２７年にはさらに火災通報装置についても、自火報と連動して起動させることが必要となり、スプリンクラーについても原則全ての施設を対象とすると、大きく見直しがされています。

　その中で、スプリンクラーにつきましては、障がい支援区分の認定調査項目の中で、ここで書かせていただいております項目を満たせたところについては免除されるのですが、（６）項ロといいますと、定員の８割超が区分４以上でございます。区分４以上の方はどれかに該当する確率が非常に高いので、ほぼ全てのところがスプリンクラーを付けないといけないとなってきておりますのでなかなか難しいと。それは実態調査の中でも結構出てきているかと思います。

　もう１つ。（６）項ハにつきましても、平成２７年４月１日の改正で自動火災報知設備が全ての施設に義務化をされておりまして、こちらについての周知が少し不足しているのではないかというのが、実態調査の結果でございます。

　次のページにまいりまして、３番と４番につきましては、実はなかなか障がいサイドからの国の通知、課長会議でもあまり触れられていないために、さらに設備以上に周知が図られていないのではないかということについて、少し整理をさせていただきました。

　１つ目が、防炎物品の使用義務です。こちらにつきましては平成２１年に障がい者グループホームが（６）項ロ、ハに明確に位置付けられたということで、ほぼ自動的に防炎防火対象物という扱いに、実は消防法令上なっております。そうなりますと、ここに記載させていただいているような物品につきましては、「防炎物品」という規制がかかってきてしまいます。特にカーテン、ブラインド、じゅうたんについて、防炎でないといけないというところについて、あまり周知されていない傾向が見られます。

　もう１つは、防火管理体制の義務付けです。平成２１年には１０人以上のグループホームについては、防火管理者の選任が必要となっております。それから、階数が３以上の建物の管理権原が分かれている場合については、全体の防火管理をしているところと協議をして、共同防火管理をするようにしないといけないでありますとか、平成２６年４月１日の法改正では、場合によってはそれぞれの防火管理者を立てた上で、統括防火管理者を選任、届け出しないといけないという法改正がされております。

　さらに、共同住宅の一部をグループホームとして活用している場合については、一定規模の範囲内、これは建物全体の１０％以下もしくはで３００㎡未満であれば、建物全体としては共同住宅という取り扱いをされてきているのですが、今回の法令改正で全てこの取り扱いは基本的になくなっており、複合用途防火対象物（１６）項イというのですが、いわゆる雑居ビルの扱いになっております。これに関しましては、国も一定手続きを踏めば以前の取り扱いをすることは可能ということで、消防なども対応していただいているところでございます。

　ここで何が言いたいかといいますと、グループホーム事業者だけが対応している、影響が及んでいるのではなくて、建物の所有者に対してもいろいろな影響が出てまいりまして、今回の実態調査の中でも、いろいろ空き物件を探すにあたっても苦労をしているなどの意見が見受けられてきているので、その辺は特にグループホームをこれから増やしていくにあたって、大きな課題になっていることを書いておきたいということでございます。

○オブザーバー　今のところは、（６）項ロなら、２００９年のときから１軒でも入っていたら、複合用途防火対象物、（１６）項イなのですよ。（６）項ハは１０％、３００未満であれば（５）項ロと（６）項ハだったのです。平成２１年には（６）項ロは１軒でも入っていたら（１６）項イになる。ここの書き方が少し甘いと思います。

○事務局　すみません。ありがとうございます。なにぶん私どもだけでやっておりますもので、消防サイドの確認が入っておりませんので、その辺はまたもう少し消防庁などの意見をいただきながら正確に書きたいと思います。申しわけございません。

　次の２章のスプリンクラー設備に関して、安全の確保と要件についてご説明をさせていただきます。

　まず１つ目に、スプリンクラー以外の消防用設備について記載をさせていただいております。先ほど来ご説明させていただいておりますが、スプリンクラーはやはり少し費用面から見てもなかなか設置が困難なところがございますので、一定要件免除していただくように整理の方向で持っていきたいと思っています。そのためには、スプリンクラー以外の消防用設備がきちんと付いていることが大前提ではないかということで、記載をさせていただいております。

　１つは、一般住宅においても火災警報器の設置は罰則はないものの、以前から義務化されておりますので、自動火災警報装置など全てのグループホームに設置を義務付けられている設備については、早期に対応が必要ではないかと書かせていただきました。今回、実態調査でいろいろ個別の状況も聞かせていただいておりますので、特に市町村に情報提供をさせていただいて、一緒にどのように進めていくかについては、考えていただくような方向で持っていきたいと思っています。

　２番目に、スプリンクラー設備の設置を要しない基準の整理をさせていただいております。こちらにつきましては前回のワーキングで詳しくご説明をさせていただきましたので、今回説明は割愛させていただきたいと思います。右側に実態調査等々を含めた課題を整理させていただいて、なかなか厳しいと。どこのところが国から示されている免除要件で満たすことができないのかを整理する方向で、２と３につきましては記載をさせていただいたつもりでございます。

　少し説明を割愛させていただきまして、７ページの４番。今日の本題になろうかと思います。障がい者グループホーム。特に大阪府内の小規模のグループホームの実態に見合ったスプリンクラー設備の免除要件の検討が必要ではないかということで、整理をさせていただいております。この部分につきましては、事前にお送りさせていただいた資料から、大きく整理の仕方を変えさせていただきました。

　やはり消防に中身を読んでいただいて、少しでも検討していただけるように持っていくためには、説明は割愛させていただきましたが、今ある国の免除要件をベースにさせていただいて、それを満たすことができないところについて、ほぼ同等ではないですか、代替を、これをこれに読み替えていただいて、ほぼ国の示しているものと同じ安全性が担保されているということでスプリンクラーを免除していただくことができないかと。くどい言い方ですが、そのような形にするために、整理の仕方を変えさせていただいております。

　１つ目ですが、やはり内装の工事はそう容易ではないということで、そちらの代替案がでございます。こちらのほうは、建築基準法の要件緩和の内容を参考にさせていただきました。次のページの上のほうに、国の作成した資料があります。こちらが今回、国土交通省の見直し内容です。

　グループホームは建築基準法上寄宿舎という取り扱いになってまいりますので、建築基準法上それぞれ居室を、準耐火構造の壁で間仕切りをしないといけないということになっていました。これを一定２００㎡ごとの準耐火構造で区画した部分にスプリンクラーを設置した場合と、小規模で避難が容易な構造と認められる、この図に見られるような要件を満たすグループホームについては、間仕切り壁は必要ないという見直しがされています。それと同じ要件、要するにスプリンクラーを設置した場合と同等であると判断されている部分について、消防法でも適用してもらえないかと。簡単にいうとそのようなことでございます。

　まず、早期に火災を感知するための煙探知式の自動火災報知設備を設置する。それから、各居室の出口から歩行距離８ｍ以内で簡単に逃げられる。そのような条件を満たせば、国の免除要件にあります規則１２条の２の２項２号の内装制限を要しない要件の一つであり、満たすことが難しい２方向避難を読み替えていただけないかということでございます。

国の建築基準法上が１００㎡未満としていますが、先ほどの実態調査でも１００㎡ではカバーできるところが少なくございますので、１００㎡から２００㎡、国が言っているスプリンクラーの準耐火区画のラインくらいまでについては、夜間支援体制を強化することでさらに逃げる体制を整えているということで、内装不燃化を要しない要件と読み替えることはできないかという形に整理をさせていただきます。

　次の８ページは内装不燃化の代替案の２でございます。こちらについては、そもそも内装不燃化の目的が避難時間を稼ぐことでございますので、居室や避難経路に、今はスプリンクラーの代替として認められるためには、３２リットルや３６リットルのかなり大型のパッケージ型自動消火設備が必要になってまいります。費用はかかりますが、これの半分程度の容量の少ないタイプを設置することで、内装不燃化の工事までは必要ないと読み替えていただけないかというのが提案の１つでございます。

　３番目が防火区画の代替案でございます。共同住宅については、規則の１２条の２の第３項に免除要件が示されているのですが、避難経路が他の居室を通過しないなど、非常に今の実態ではなかなか対応できないことでございます。１つは準耐火構造１００㎡以下で、準耐火構造で各居室を区画しないといけないといわれているのですが、一方で、延べ面積１０００㎡以上の施設では、耐火構造で２００㎡以下で区画されている場合にはスプリンクラーの設置が必要ないとなっています。

　それから鑑みますと、共同住宅といいますのはほぼ鉄筋コンクリート造りであれば、耐火構造の床、壁などで区画されているはずですので、一般ビルと比較しても延焼の拡大の恐れが少ないことは明らかということで、住戸単位で防火区画が１００㎡未満で非常に小さい単位で耐火構造で区画されているのであれば、スプリンクラー設備までは必要ないとしてもらえないかということで書いております。

　ここまでにつきましては、まだこちらで思いつく範囲で、まだまだ内容についても精査が必要と思いますが、現時点で考え得るところ、消防庁からももう少しご意見をいただきながら整理をしてまいます。今日のところの皆さま方のお知恵なり、ご意見をいただければありがたいと思っております。

○ＷＧ長　ありがとうございました。まずいったん、ここで切りましょうか。オブザーバーからの部分は、検討の途中でご報告いただきますか。それとも、これも代替案という中でお話しいただいた上で議論しましょうか。どちらにしましょう。

○事務局　今でよろしいですか。

○オブザーバー　はい、それでは。ここまでよくまとめられたと。福祉だけでこれだけ調べてやるのは大変だったと思います。けれども、あれ、というところがありますので、いくつか意見を言わせていただきます。

　４ページのところは、（６）項ロ、ハを少し変えてください。

　５ページです。１２条の２の１項１号は１０００㎡未満の大きな施設です。これは準耐火でいいけれども、３室１００㎡区画とよくいわれます。区画は１００㎡以下かつ４以上の居室を含まないという規定があります。これは寄宿舎などでもありますが、３室ごとに防火の間仕切り壁がいるといわれていた部分です。

　これがグループホーム、建築基準法上でも以前から住まいで僕たちは言っているのですが、建築基準法令上は他人同士が一緒に食事をしているとか、トイレを使うといえば、寄宿舎しかないという話が出てきました。ちょうどシェアハウスが問題になったときに、グループホームも寄宿舎だと言われ始めて、うちなどで問題になったのは普通のマンションを使っているのですが、３ＤＫのマンションだったら、どこかの壁を取って準耐火の壁を作りなさいと。それはＵＲだったものですから、そんな大掛かりな工事をするのだったら出て行ってもらおうという話が言われまして、そのときに大阪府と一緒になって、それはさすがにおかしいだろうということで、これはどちらかといえば大きな施設で大部屋ですよね。大部屋で６人部屋等だと３室ごと、あるいは１００㎡ごとに各区画がいるという話だったのです。

　一方で、１項２号を入れていただきたいです。１項２号は１０００㎡以上の大きな施設で、耐火構造であれば２００㎡ごとの区画でいいですよと言われています。大阪市の場合は、府営住宅や公営住宅が耐火構造だということで、一般のマンションもそうですが、これだと１０００㎡未満のグループホーム部分といえば１０００㎡未満になりますが、耐火構造であれば３室１００㎡ごとの区画ではなくて、２００㎡ごとの区画。すなわち１住戸が１００㎡未満であるからそれでいいのではないかという話をして、それで通しているところです。少し前置き、そこの部分は加えていただけたらと思っています。１項２号の部分です。

　それから、レジュメで提起させていただきます。かなり調べて書いてはいただいているのですが、この前、消防庁と僕も１時間くらい電話でやり取りをしたのですが、「緩めてくれ」「目をつむってくれ」は絶対に受け付けられないと。「危ないのに目をつむれというのか」みたいなノリで反論されています。ただし、消防法令でいう免除規定は規則１２条の２というややこしい文章ですが、いくつも矛盾があります。

　人の体制を消防法令では考えていないので、これだけの設備をしたら誰も泊まりの介護がいなくても免除しますよという規定ばかりなのです。だから今の大きな施設などでも、１００㎡ごとに区画をしていたら、夜間支援員がいなくてもいいみたいな規定でしかないのです。福祉はどちらかといえば、支援者の体制をすごく重視してきました。けれども、消防法令では建物の構造しか見ていない。それで規制するだけという矛盾があるので、そのような問題もひっくるめて言ったほうがいいのではないかと思っています。

○事務局　今の点は消防庁と話をしたのですが、機械は誤作動しても、何か用意をしていたら動くだろうと。人の場合は当てにならない場合がある。その場合に刑事訴訟にまで発展する可能性があるから、責任が取られないのではないですかというのが消防庁の考え方でした。

　あまりにも冷たい言い方だと思いますが、大阪府内はかなり夜間支援体制を取っていただいているところが多いので、それで何とか免除の方向でという話をしたのですが。一方では、もう人は当てにならないと。

○オブザーバー　そのような、考え方が根本的に違うところがまずありまして。この前、愛媛県で火災がありましたが、あれも８人と９人のグループホームを１人で見ておられるのです。それで９人のグループホームのほうを見に行っているあいだに放火をされて亡くなられたのですが。そこの部分などももっと人がいればとか、自火報と火通報の連動をしていたら、もっと早く確認できただろうと言われているのですが、１０分ぐらい経ってから通行人の人が届けられてと報道では聞いています。ですので、その辺の課題などもあるかと思います。

　１２条の２という規則から引っ張ってきているのですが、その矛盾を突いて消防庁としても否定できない、丸ともいえない、否定もできない。そうしたら大阪であとは考えてやってくださいみたいにいえるラインを狙えないかと思って、書かせていただきました。

　１つは３室１００㎡の防火区画などは、寄宿舎や大きな施設や病院に適用されている規定です。これは一般住戸には建築基準法令上ない規定です。小規模な物件、延べ面積２００㎡とか８ｍ以内、居室の出口から奥がバルコニーや玄関までが８ｍであれば、あるいは内装不燃されているのなら１６ｍまででいいというのが。これもうちが問題になって、大阪府でも問題を上げてシェアハウスも問題になったので、国土交通省が急いで作った規定です。絵に書いてあるものです。それを持ってきて、３室１００㎡の防火区画をそのように読み替えられないかとか、耐火構造であれば１０００㎡以上の物件であってもという形で、１項２号では考えられているので、２００㎡の防火区画を満たすとオーケーといえないかと、②に書かせていただきました。

　それから、２方向避難の要件も結構厳しいです。これも、いわば居室が全部横並びになっていて、ベランダに出られる、玄関側にも出られるというのが２方向避難になります。これも施設の仕様で作っている建物でしかない。一戸建てで２方向避難が可能な住宅といえば、４面にバルコニーがある建物になるのですが、それはないということで、２方向避難の要件も一般住戸ではありませんと散々言ってきました。

これができないと駄目という要件がありますが、戸建てで２００㎡未満であって、２階建てなら避難上有効なバルコニーがあること。バルコニーの面積は２㎡以上。道または道に通ずる幅１ｍ以上の通路があれば、あるいは空域があれば、そこに消防の人がはしごを立てかけて救い出して道路まで出られるという条件です。２㎡以上というのは、燃えても一定避難しておける広さになるのですが、これは消防の既定です。ですからそれを満たしていれば、あるいはあと８ｍ以内でバルコニーや玄関、屋外まで出られる場合は大体可能と見られないかと。

　共同住宅ではバルコニー側の部屋は２方向避難といえるのですが、玄関側の部屋は２方向避難にはなっていない。大体廊下側は防犯の都合で格子が入っています。ですので、２方向避難にはならないといわれるのですが。ただ、住戸単位で２方向避難であればとか、玄関側の部屋といえば、すぐに屋外に出られるので、それで焼け死ぬところまではいかないだろうということで、そのように読み替えられないかということです。

　内装不燃化要件についても、先ほども言われましたが、７割方が分からない。内装不燃でないという条件ですので、２、３割しか内装不燃化していない。これも建築基準法令では、施設などには義務付けられていますが、一般住戸については内装不燃化を義務付けられておりませんでしたので、そのような物件はほとんどないということになっています。

　戸建て共同住宅は内装不燃化されていなくても、小規模なグループホーム、延べ面積が２００㎡とか夜間支援あり３分以内の避難が可能、煙感知器設置、自火報、火通報連動、各居室から８ｍと、これだけ条件を積めば、認めてもらえないのかと聞けばいいのかなと思っています。逆に消防の規定でいえば、内装不燃化していたら、夜間支援員が誰もいなくても、鍵を掛けて帰っても、それで認められるのです。けれども、夜間支援員がいて、これだけ短距離に出られるのなら、内装不燃化よりもさらに上回るくらいの安全対策といえませんかというのが、こちら側の言い分です。

　それから、共同住宅でのその他の要件です。店舗入りは１２条の２の第３項に入っています。店舗入り物件は駄目。免除できないといわれています。これは前に調べたところ、大阪市内は半分くらいが店舗入りです。これは（５）項ロ共同住宅部分、（６）項ログループホーム部分以外の用途に供される部分が存しないことという規定により、店舗入り物件は免除されないということになっています。準耐火構造物件の場合と書いてあるので、耐火構造物件であれば、別に店舗が入っていても下から火が回って上まで突き抜けてくることはありませんので、それであれば十分大丈夫ではないかといえるのではないかと思います。

　他の居室を通過しないこと、不燃の戸であることという要件がこの１２条の２の第３項に書かれています。これは消防庁告示４号で定められている部分ですが、居室から廊下に通ずる通路が、当該居室以外の居室を通過しないものという表現になっています。ややこしいですが、マンションなどで廊下に出るまでの中の廊下、住戸内の廊下を通路といっています。それが他の居室を通ってはいけませんということです。ただ、リビングを通ってという造りの住宅もあるので、なぜこれぐらいがいけないのか、これも施設の規定です。これも短距離ならいいのではないかと思うのですが。

　それから、通路に面した居室の出入り口は自動閉鎖装置付きの戸、不燃材料で作られたものという規定があります。これも、建物内の住戸内の通路だというのですが、施設なら広い廊下でスライドドアの大きな不燃の戸があります。それと同じ条件を一般住戸にもよく分からないで課してしまったということになっています。

自動閉鎖の戸、不燃材料とは何ですかといえば、燃えない材料だからガラスや鉄、あるいはメラミンなどの不燃材というのです。一般マンション向けにそのような戸が売っているのか調べて業者に聞くと、そのようなものは売っていない。そんな需要のないものは作らないと言われました。施設向けしかないと言うのです。

この要件は明らかに施設しか想定していなくて、よく分からずに勝手に作った項目なので、第３項は慌てて作ったのでしょう。間違っています。他の居室を通過しないといっても、短距離で出られるのならよしとできないかとか、不燃の戸はドアクローザーくらいなら、ホームセンターに行って買ってくることはできますし、不燃塗料があるので、それを塗るくらいでよしとできないのかといえないのかということです。

　そのような３つの要件。３室１００㎡区画、２方向避難、内装不燃、そして今の共同住宅のいろいろな規定がどうも引っ掛かって免除できないとなっていますので、それらを組み合わせて、戸建てなら２階建て２００㎡、内装不燃では４対１の夜間支援があって３分以内に煙感知、自火報、火通報連動、８ｍを全て満たせば免除できると考えられないかということ。共同住宅から耐火構造で１住戸１００㎡未満であれば、夜間支援あり、３分以内避難、煙感知器、自火報連動、８ｍ以内で避難可能であれば免除する。それからドアクローザーや不燃塗料を戸に塗るとか、他の居室を通過しないというのも８ｍ以内であればいいと。

　それでも認めないというのなら、自立歩行可能な物件というのは９割以上でしたので、自立歩行の要件も組み合わせてもいいから、この戸建て、共同住宅の小規模なものについては免除できないかと、聞いてもらえばいいかなと思っています。

　それでそちらのガイドラインの文章も少し変えていただいているのですが、やはりこれでは通らないかなと思われますので、いくつか意見を言ってもいいですか。４番の最初のところですが、１２条の２が寄宿舎の建物構造がベースになっているのは確かですか。これは施設や病院だと思うのですが、寄宿舎の規制を引っ張ってきて、このように書いておられるのもしれないですが。

○事務局　多分そうだと思います。まだ確認していないです。

○オブザーバー　はい。それからまだ進んでいないのだと、この間の状況でいえるのかどうか分かりませんが、賃貸の割合はやはり減っています。そして新設の割合が増えているのは、やはりこの影響が出ているように思えるので、これからは賃貸物件が借りられなくなりますよと。もう重度のグループホームはお断りだと、ＵＲもそのように言い始めているみたいで、その影響も書いていただけたらと思います。

　そして、内装不燃化の代替案１ですが、戸建てと共同住宅を分けて書いたほうが分かりやすいと思っています。戸建ての場合、４行目です。延べ面積１００㎡未満の小規模でと書いていますが、これは建築基準法令上、居室の床面積が１００㎡以下の階であればいいと思うのです。２階建てでも１００、１００であればオーケーのはずなので、建物の延べ面積ではないはずです。階ごとが１００㎡以下であればいいと書いたほうがいいと思います。

　●のところです。各居室に煙感知式の自動火災報知設備と書いていますが、各居室でいける感知器を設けたものであることでいいと思います。自火報にはもちろん、濃煙感知器のことですが。それから下の３行目のところです。１００㎡以上２００㎡未満と書いていますが、これは延べ面積２００㎡未満でいいのではないかと。それと４対１以上だけではなしに、こちらの言い方では３分以内の避難とか、自火報、火通報連動とか、自力歩行可みたいな要件を足してもいいのかなと。それを戸建てで書かれたらいいのではないかと思います。

　それと内装不燃化要件の代替案２ですが、これは薬剤容量の少ない１６リットルで内装が不燃化されていなくても認めてよということですが、これはおそらく絶対に認められないと思います。というのは、スプリンクラーと同じ消火試験を業者にやらせて、３０分以内で再燃しないかという非常に厳しい試験をやっています。それでやれば、内装不燃化されていない部屋は３６リットルか３２リットルの大きなボンベでなければ、３０分以内にもう１回火が付いたと。二十何分かで火が出たらしいですが、そのあいだに助けている、それくらい構わないだろうと散々言っていたのですが、その試験が全てなので、その試験に通っていない１６リットルを内装不燃のない部屋では絶対に認めないと思いますので、これはもういいかと思います。

　それから次が共同住宅で書かれているので、共同住宅と表せばいいと思います。準耐火構造物件の防火区画は、３室１００㎡ごととされていると書いたほうがいいと思います。延べ面積１０００㎡以上のものは２００㎡の防火区画であること。また、共同住宅は各住戸が開口部のない、「開口部のない」はいらないのではないかと。開口部は絶対にあるので。耐火構造の床、壁などで防火区画をされているなどの条件を満たせば、一般ビルと比較して火災時における延焼拡大の恐れもないということで、スプリンクラーや自動火災報知設備が免除されていると書いてありますが、これは共同住宅特例という２方向避難型とか介護型であれば、スプリンクラーは免除されていたり、自火報は免除されていたりということなので、「共同住宅特例を満たす物件については」ということを書き足さないといけない。そうでなければ、スプリンクラーは１１階以上に入るとか、あるいは５００㎡以上の物件、マンションであれば、自火報は建物全部にいるはずなので、「共同住宅特例を満たす場合」ということで書いてください。

　それから、１００㎡未満というのは１住戸耐火構造で区画されていて、１住戸と書いたほうが分かりやすいと思います。グループホームがと捉えられたら、２、３戸入っている場合もあります。あと、夜間支援、３分避難可能、煙感知器、自火報、火通報連動とか、８ｍの要件が内装不燃化に代わる要件として認められないか。あるいは先ほどの店舗入りであっても耐火構造でいいとか。各居室ドアクローザーと不燃塗料でいいのではないかみたいなことを書き足して、共同住宅の特例として書き上げられたほうがいいと思います。以上です。

○ＷＧ長　ありがとうございました。それでは、この事務局（案）とプラス全てを満たすうんぬんという部分の、今、書き足しは大丈夫ですか。これを含めて両方検討しますか。

○事務局　まだここの部分については、ご説明したように、消防庁からもご意見をいただくことになっておりますので、われわれの思っているところと大きく違う方向に出る可能性もございます。今日はいろいろなご意見をいただいて、最終的にはまた整理をさせていただいて、お示しをさせていただきたいと考えております。

○オブザーバー　大体どのような回答が返ってくるのか、また見せていただいて。それならどのような言い分にしようか、こちらが言っていることをどのように盛り込むか。

○事務局　今、オブザーバーがおっしゃったように、パッケージ型自動消火設備Ⅱ型を不燃化要件にというのは厳しいというのは、消防庁も多分見ていると思います。だからここは消してくれとか、上げてもらってもうちは対応しませんと、多分返ってくると思います。またその答えが返ってきましたら、それを加味した上で。

○オブザーバー　はい。

○ＷＧ長　かなり事務局（案）よりもオブザーバーのほうが、条件としてはこれも満たした場合にということで、出だしとしてはこちらのほうがかなりですよね。それでもいけないのかというところです。

○オブザーバー　そうです。だから、向こうは人の対応を全然加味していないので、これだけ積んだら大丈夫だろうと。住宅以外、構造ばかり考えているのだから、みたいな話で持っていかれたら。

多分これを否定されると、ほかにもまた矛盾が出てくるので、丸かバツか言えないような状態にならないかと思うのですが。消防庁にこれだけ出すと。それならあとはこれに基づいて自治体で考えろと言ってくれたら、一番ありがたいです。それならお墨付きがもらえた。それならこれで全市どうだという話ができる。

　ただ、今は国がお墨付きをくれないと絶対、各市は動かないので、国基準どおりだと付けてもらうとなるので、向こうが丸かバツか言えないということを狙えないかと思っているところです。

○ＷＧ長　いかがですか。

○委員　結局これで、初めの案だと府営住宅がどうなのかなと気にはなっていたのですが。オブザーバーの案だと府営住宅は、ほぼ全部いけるのですか。

○オブザーバー　ほぼ免除でいけると思います。

○事務局　一部、非常に古い建物についてはかなり厳しいところもあるかと思うのですが、一定年次以降の建築の件については、ある程度そもそも住戸単位での２方向避難だとかというのは、共同住宅の中でも基準が厳しくなってきていますので、そのラインは超えてくるかと思います。

○事務局　府営住宅を活用いただいているグループホームは５６０ほど運営をいただいているのですが、設置年度を調べましたら、４９年以前がまだ１２０ほどありましたので、５６０の内の１２０戸住居程度は４９年以前に建てられた府営住宅をご活用いただいている。今、言いましたように、構造的にもうかなり古いですので。

○オブザーバー　４９年というのは昭和。

○事務局　昭和４９年。１９４９年ではなくて昭和４９年です。

○オブザーバー　昭和４９年が何戸ですか。

○事務局　１２２戸です。

○事務局　ここが、府営住宅では一番ネックかと思います。それ以降のものは何らかの対応で、どこかで引っ掛かると思うのですが、特に最近のものでも当然いろいろなグレードアップはしていますので、大丈夫だと思います。古いものは心配です。

○事務局　古い府営住宅も建て替え等をしていますけれども、やはり空いているところを提供していただいているところがございますので、府営住宅全体の中では古いほうがグループホームとして利用されている傾向にあるかと思います。

○オブザーバー　（６）項ロは何ぼになるのですか。１２０というと。

○事務局　（６）項ロは１６戸。１２２住居の内で１６戸。

○オブザーバー　府営住宅を利用している全体で（６）項ロは１２０件ぐらいでしたね。

○事務局　府営住宅５６０戸の内で、（６）項ロが１２０戸あまりです。その内の１６戸が昭和４９年設定になります。

○ＷＧ長　これの回答はどのようになっていますか、１６個の部分は。例えば、転居予定とか。

○事務局　今回ですか。そこまではちょっと。

○事務局　最終的には、突合させていかないといけないと思っています。どこが救える可能性があるのか、ないところについては本当に移転するなりを考えていただかないといけないことになってまいります。そのときに府営住宅の中で別途提供するなり、うちのほうから住宅まちづくり部には協力をお願いしていかないといけないところも出てくるかと思います。

○事務局　そもそもガイドラインを作って、消防にお願いして、市町村にお願いして進めていくのですが。そのときは一つ一つグループホームを見ていかないと仕方がないと思います。市町村とともに。やはり自治体消防が入ってこなくて、ここのグループホームならこれからいける。または、ここが足りないから駄目だと。そこがクリアできるのならオーケーだと。そのような形にしていただかないと、いろいろなバリエーションがありますので、一概には捉えられないかと思います。

○オブザーバー　今、マンションや府営住宅のパターンでいえば、大阪市内の基準でいえば、大体免除できることになっています。少し厳しかったのが、８０ｍくらい離れたところに１戸１戸入っていて、どちらかにしか夜間支援がいないと。これだけ走って救いにいけるかというのが課題になったのですが、そこもいけたのです。そのように離れたところにおられる場合は、３分避難が厳しい可能性は出てきますが、それ以外は大体免除できるかと思います。

○事務局　離れているけれども、支援体制が４対１を確保しているとか、３対１を確保しているのか。それとも愛媛みたいに１７人を一人がみているのか、そこで変わってくると思います。

○オブザーバー　府営住宅で燃えたとしても、２人か３人の１住戸だけが燃えますので、そこの２、３人だけを出すというのは、それほど時間は掛からない。ただ、離れたところにいるのは、どれだけ時間が掛かるのかみたいな話になると思っています。

○委員　結局、大阪市だと人の関係の部分が割と斟酌（しんしゃく）されているというか、消防が認めて体制がどうとか、近くで助ける人がいるかとか、認めているわけですよね。私もここを読んではじめに思ったのは、人の体制でもう少し消防に突っ込めないかという。避難の時間や体制がどうというところで、もう少しと思ったのですが。難しいですか。

○オブザーバー　それは散々言ってきたのですが。人は当てにならないと言われるのです。

○委員　言ってきて、こんな状態で。

○オブザーバー　パニックになる人もいるとか、さぼったり、スイッチを入れ忘れるとかがあるだろうとか。

○委員　何分以内の避難とか、そのようなものでも全然。それは消防も言っているのですね。

○オブザーバー　ええ、それは大阪市はそれを取り入れている。昔、３分以内に避難があればオーケーという規定があったので、それをそのまま大阪市は取ったのですが。その方法は消されたか、生きているのか、分からない状態になっているので、各消防はうんと言わない状態。それで大阪市特例を働きかけても、大阪市は大阪市だと言って、別だと言って聞かない状態です。国にここら辺をぶつけてどうなるかという感じですかね。

○事務局　普通はしていきたいと思っているのですが、大阪の特徴はやはりありますので、事業者が多いからこそ、人の体制を手厚くしていただいているところは、主張すべきはしないといけないと思います。

○事務局　今、国が示している中でいきますと、６ページの２３１号の国通知で、人の体制が確保されていれば、内装不燃を満たしている平屋建てか２階建てまでならオーケーということになっています。ですから、その内装不燃のところを別途カバーすることによって、人の分と組み合わせて、この２３１号通知とほぼ一緒ということで持っていくのが一番、消防に対しても理解は得やすいのではないかと思っています。

　ただ、これだと３階建ての物件や３階を超える共同住宅についても、３階以上はいらっしゃいますので、そのあたりをどのようにしていくのかは大きな課題かと思っていました。いずれにせよ、消防庁が今どのようなスタンスなのかが今の時点で分かりませんので、どうかとは思っています。

○ＷＧ長　ほかはいかがですか。オブザーバーの資料を事務局（案）の部分にかぶせてみて、相当にかなり消防関係には配慮した代替案になりますから、それで一度聞いてみるというのはいいかもしれないです。どうですか。どうしても人がということで、ピッと止まられるのだったら人を最後に持ってくるか。この要件の上にさらに最後に人だという感じで、見せ方部分も考えて。ほかはいかがでしょうか。

○委員　もう１つは、原則論でいうとグループホームは暮らしなのです。やはり地域で暮らすことが今回の部分で、はじめにオブザーバーも言われましたが、すごい歯止めになってきているのです。だから、障がいがあっても、地域で普通に暮らすということに対して、もっと必要性を訴えるというか。

○事務局　最終的に厚生労働省と消防庁にもう１回説明しないと、根本的に考え方を改めてくれと。今言われたように、住まいだと。社会福祉施設ではありませんというところは、やはり一度話をして示したいと思っています。

○オブザーバー　厚生労働省は援護射撃をしてくれないのですか。

○事務局　望めないです。厚生労働省の担当もグループホームの担当がいないのです。地域移行支援係か何かの職員がいるのですが、いろいろなことをやっている、僕たちもそうです。グループホームのスプリンクラーだけをやっているわけではないのです。しかし、もう少し主張してもらわないと、やはり重度の方であっても地域で暮らしてもらう。そのためにもグループホームは軽度の方に出て行ってもらって、重度だけに特化しようという方針も一時出しましたが、そういう限りはやはりグループホームを大切にしてもらわないといけない。これでグループホームの新設が阻害されているのは明らかですから、そこら辺を根本的に考えてほしいと、きちんと申し入れをしようと思います。

　もう少し自分のところのこととして考えてくれと。あとで少し言おうと思っていたのですが、もう一度全国調査をやろうと思っています。平成２７年１２月に国に要望する前に、全国調査をかけました。大阪と同じような悩みを持っていませんかと各府県に聞いたのですが、やはり小規模が多い、重度者が多いという大阪の特徴がありますので、そのときは反応が薄かったのです。情報としては奈良県議会として消防庁に意見書を出されるという情報も入っていますので、あらためてこの時期に全国の調査もやっていきたい。その声も吸い上げた上で、消防庁なり厚生労働省に申し入れたいと思います。すみません。長くなりました。

○ＷＧ長　ほかはいかがですか。どうぞ。

○委員　あとは交渉方法になっていくということですか。今回のことは全国的な課題にはしにくいので、言われているように、大阪ではという方向で持っていくのが。

○ＷＧ長　どうでしょうね．

○事務局　現時点でわれわれとしましては、残り１年になってまいりますので、その後、消防がどのくらい柔軟に対応していただけるか別にして、厳しい対応をされますと、直ちに経過期間が終わった段階で違法となりますので、そうすると、もうすぐに引っ越しなり退去の動きになってくる。これだけは避けたい。

　消防庁もそれは避けたいとは言っています。なので、一定制度上の問題点については当然強く指摘をして、特に（６）項ロはいいけれども、スプリンクラーを付けなければいけない基準が、障がい支援区分の認定の状況でいいのかと。これは実は国の最初の法改正の議論のときにも大きく議論をされていて、報告書にもこれでいいのかどうか。今後の議論みたいな書き方がされているのですが、実はそれは何もされていないだろうと。

　実態として今問題点としてあるので、８割で直ちにその日からいきなりスプリンクラーを付けないといけないみたいなことになるというのはおかしいのではないかとやっていきつつ、とはいえ、現行の制度でやはりそれぞれ取り組まなければいけないことはあった上で、消防に少しお目こぼしではないですが、一定厳しい対応は止めてほしいなということを、次の３章で整理をさせていただいたつもりですので、ここで説明をさせていただいてよろしいですか。

○ＷＧ長　はい。３章まで含めて、もう一度審議しましょうか。では説明をお願いします。

○事務局　３章にこれからこの１年間取り組んでいくべき内容ということで記載させていただきました。

まず前提条件としまして、委員の皆さまがおっしゃっているように、消防法と障がい者の総合支援法での位置付けが大きく違うことを、まず認識をしていただいて、われわれ障がいサイドとしては、やはりグループホームはあくまで住まいの場であるということを書かせていただきました。

　ただ、安全確保対策は非常に重要でありますので、その安全を確保しつつ、どのようにしてグループホームを、今あるものを守り、今後の阻害要因にならないようにしていくのかが、共通の課題であり、目標ですよねということで、地域でそのようなことを踏まえて、防火安全管理体制を構築していきませんかということにさせていただいております。その上で、事業者、行政、消防にそれぞれこのような責任がありますようねということで、文章に書かせていただきつつ、資料３にガイドラインで整理する防火安全対策に係る簡単なフロー図を作成させていただきました。

　特に１つ目の事業者の責任と役割について、詳しく書いたつもりではございます。まずは、そもそも制度上、利用者が入れ替わったり区分が変わったりすることだけで、区分が変わるのはおかしいと。それはおかしいと思いますが、これは今の制度上どうしようもございませんので、そのようなことを踏まえつつ、やはりそれぞれのグループホームの安全対策として、スプリンクラーなり設備がどれだけ必要なのか。それについては、行政や消防機関としっかり連携協議をした上で、いるかいらないかの判断をしていくべきということです。

　そのためには、大阪府の条例でグループホーム事業者に課せられているいろいろな安全対策や設備については、万全を期した上で、スプリンクラーまではいらないのではないですかという体制まで持っていく必要があるということでございます。

　その次の市町村と大阪府の障がい担当の責任と役割につきましては、基本的に事業者と消防任せにはしない。特に市町村の事業者と消防の間には、それぞれの市町村の行政担当が入って連携体制の構築について、中心的な役割を果たしていただきたい。われわれ府の障がい担当セクションとしましては、市町村のバックアップをさせていただくのはもちろんのこと、整備費の補助金の拡充や、スプリンクラーがやはり必要だというところについては、付けられるような体制整備を図っていく必要があるのではないかと書かせていただきました。

　最後の３番目には、自治体消防の責任と役割ということで、はじめの部分で改めてグループホームの実態、特に小規模なところについては、一般の住宅と変わらないところをご理解いただきたいと書かせていただきました。その上で、三者がしっかりと協議をした上で、個別の実態をよく吟味していただいて、本当に必要なところだけにスプリンクラーを付けるという判断をしていただきたいなということでございます。

　付けなければいけないところにつきましても、一定費用面の確保などには時間を要することになってまいりますし、そのようなところについては、直ちに違法という対応をするのだけは止めていただけないかなと書かせていただきました。以上でございます。

○ＷＧ長　ありがとうございました。整理しますと、資料３がまさに、ですね。

ここでの確認ですが、とにかく自動火災報知機と火災通報装置については付いていないことは論外というか、そうではないのだと。あくまで議論は、このようなことは当たり前にやった上で、スプリンクラーに関してどうするのだというのが、立場だということは確認でよろしいですか。この部分を例えば代替するとか、そのようなことは議論の余地なしということで。

　スプリンクラーの設置についても、緩和ではないという方向でいいわけですね。あくまで同等の部分を、何をもって同等とするのか。緩和してくれと言っているわけではないということで、まとめていくことでよろしいですね。

　要望案が出ましたが、それも含めて代替案。オブザーバーの部分を含めた上でということでいかがですか。事務局（案）が出ていますが。これは先ほどの速報値で、設置困難な理由に家主の了解というのは、府営住宅の場合はおそらくないであろうとなると、残ってくるのはほとんどが費用面ということですね。これは例えばですが、市がそのような補助を創設した場合に、大阪府として随伴補助をというのは視野には入っているのですか。それは入っていないのですか。あくまで市の。

○事務局　義務負担分は補助をします。国に協議をやって国が認めた制度があるのですが、その中でスプリンクラーを設置していただく。府が上乗せというのはありません。

○ＷＧ長　ないということですね。はい。

○オブザーバー　よろしいですか。どのような立場でということは、はっきりしておかないといけないのですが、一番抜けているのは利用者の立場と認識しています。最後に書いていただいた各組織の責任と役割は、前に私が伝えたことを踏襲していただいているので、ここは置いていただいたと思うのですが。

　利用者の立場からいえば、私たちは安全なのかという話です。今の議論の中で、消防庁がどのような技術的な基準を出そうが、われわれがいろいろなことを言おうが、利用者にとっては全く分からない話なので、そこにガイドラインの宣言として、あくまで利用者の命を守るということがいるのではないか。それはどこにも書かれていないので、これを見たところで、防火区画をこれだけにしてくださいといって、では安全かと言われたら誰も分からないみたいな話があるので、そこは１ついるのかなと。抜けている。

　今回出ているのは、ガイドラインというよりは要望事項になっているような感じがしていて、果たして大阪府としてこれでやります、安全ですと、宣言できるガイドラインかといえば少し疑問があると思っています。特に事業者に対して認識が甘いところがかなりあるのではないか。この前、ある法人のある議会に行ってきましたが、そこの担当者が「火事は起こらない」と言いましたから。そんなこと言って大丈夫なのかと言いましたが、例えば、４対１だから起こらない。そこには何の根拠もないと私は思っています。だからそれは言ってはいけないだろうと。

　あくまでも法的基準を言っているわけで、では自分たちが火災防止に対してどのようなことをしているかとかを明記しないで、ただ４対１だと言ってしまうと、利用者はそれで安全と思いますよね。でもそのときにその人がそこにいるかなんて誰も分からないわけで、そのようなことを言ってはいけないなと、事業者の認識の甘さはあると思います。あくまで利用者の安全の立場と言っていますので、消防の側ももう少し丁寧な説明はいると思います。「こんなんはあかん」と言うのではなくて、きちんと言う。消防庁もそうだし、大阪府の消防の方も自分たちがどのようなことを考えて、なぜこうなるかを丁寧に利用者を集めて、法はこうだから駄目ですではなくて、どのようにすれば安全確保ができるかを説明してほしい。

　もう１つ、防火対策は大前提ですが、その上で寄宿舎扱いとか、不特定多数住居で扱うのは止めてほしい。これは障がい者差別だと思っていますので、そのようなことは明確に否定してほしいと思います。

　それから（６）項ロやハは、単に区分がどうこうという話なので、それで区切ること自体あくまでもおかしいわけです。（６）項ハだって危ないことはあると思います。そういうことであれば、やはり１件ずつ見てやるしかない。一律に表がこうだからということではなくて、大阪府の状況が特別だからこそ、１件ずつ検証するしかないと思っています。それは時間が掛かってもやるべきだと思います。

　それから、内装不燃も補助金は出ますか。

○事務局　不燃化だけですか。

○オブザーバー　例えば、そうだったと。例えば、スプリンクラーを付けますと、内装不燃もやりますといえば、トータルで補助金申請はオーケーですか。

○事務局　トータルはできます。

○事務局　できるのですが、スプリンクラーを付ける場合は、㎡単価が何ぼと決まっていますので、内装をやったからプラスということにはならないと思います。

○オブザーバー　スプリンクラーなら、別に内装はいらないでしょう。パッケージ型ならいります。

○事務局　スプリンクラーでない場合の内装。

○事務局　１６リットルが出たときに、内装不燃化が要件だった場合は、内装工事とスプリネックスを付ける合算で補助対象になるというのは聞いています。

○オブザーバー　今は容量の大きいものを付けないといけないとなっているから。

○事務局　容量の大きいものであったら、内装工事はいらないですね。そこのあたりはいろいろ条件を示して、国に判断をもらうことになっています。

○事務局　大規模修繕として扱われる、内装工事も。

○オブザーバー　という話ですね。はい。それから、府営住宅とかが危ないのですが、やはり家主の協力が不可欠なので、やはりここが大きいので、あまり厳しくされると、結局、出て行けという羽目になる。それは何としても避けてほしいと思っています。それで事業者に全体を防火管理せよとか、これは止めてください。できる話ではない。結局、出て行けという話を合法的にやらないでほしいと強く思います。

　それから、府営住宅の活用は住宅審議会でも活用と言っていますので、このようなことで追い出すようなことは決してしないということをどこかに書いてほしい。個別住戸の検証してと、ここに書いていただいていますが、個別住居の検証システムを作らないと駄目だと思います。任せておいたら駄目なので、このようなことをしないと駄目ですよみたいなことを、むしろガイドラインに書くべきではないかと思っています。

　今回いろいろなことがあったので、昔の長崎県のデータとか全部調べてみたのですが。消防が言うことは分からないではないです。長崎県は２階の１０号室で発火したのですが、煙が廊下から出たのと、風呂の開口部から広がったのです。だから先ほど床に書かれた開口部がない場合はと書かれたのはそのことかと思ったのですが、煙に関してはもう少し慎重に考えないといけないのかなという、素人判断。私も火事に何度か遭っているので、昔、技術屋をしていたので、巨大な空間が１分以内に真っ白になります。鼻の中が真っ黒になりましたから、それに２、３回遭っています。船火事ですが。煙の中に再進入は難しいです。

　技術的な話をしていますよ。実際に地域の人がいればすごく助かるのですが、その人たちに再進入しなさいと義務付けることはできないのではないかと思っています。これは平成２６年に出された答申があります。これは２６年３月。障がい者の施設火災対策報告書の中で、そこは慎重にと書かれているので、そのことも含めて個別の検証をしてほしいと思っています。

　自治体の消防の責任で書かれている部分ですが、作為的な文章があります。平成２６年３月の報告書は、スプリンクラーの設置については、補助金など時間が掛かるということであって、ここに大阪府は誠実に準備しているとか、意識をきちんと持っている場合は違反物件とはしないとは書いています。望ましいと書かれた要望書とは違って、そこはなしにしてほしいのですが、報告書の２１ページに違反対象物の情報提供は利用者にとって有効と書いてあります。だから、利用者にはきちんと知らせなさいよと言っています。

　それで公表制度になっているでしょう。だからほかの人に知らせなくても別にいいではないかと思うのに、そのあとに別の文章を付け加えていて、違反対象物で公表制度については有効だからやりなさいと書いてあります。ここが引っ掛かっていて、きちんとやるから待ってといっているのが、この方針です。ちゃんとやっていきなさいよと、それは事業者の責任。一方で、待たないぞと書かれていること自体、何を考えているのかと思いますが。そうではなくて、利用者には知らせますよ。当然、このような取り組みをしていますよ。

　私も前に意見書を書かせてもらったのですが、自治会には言いましょう。知ってもらって、逆に協力を求める意味で、しばらく協力をしてくださいと。スプリンクラーを付けるまで、あるいは安全対策を講じるまでということをやってほしい。その間、消防は違反対象物で公表なんて止めてほしいです。はっきり言うと。私は消防に驚かされました。家の前に貼るぞと。それは脅しでしょうと。そんなことを消防がやっていいのですか。逆にここで抗議をしたいです。そのようなことを言う消防がいること自体が。

　むしろ、安全のためならどのようにするかアドバイザーになってほしいわけです。公表して追い出す消防にはなってほしくない。どの消防の担当にも。それは強くここでお願いをしておきたいと思います。以上です。

○事務局　最後の点は消防庁と話をしましたが、スプリンクラーの設置を国の制度を使ってやらせてもらうので、例えば、平成３０年４月の時点では付いていないけれども、７月には国から内示が来て、工事が入ると確定しているという場合であっても公表するのですかと。事業者は何もやってないわけではない。で、スプリンクラーの工事ですから、８月から着工すれば、年内には当然いけるわけです。だからその期間というのは公表対象から外してほしいと。それは唯一、消防庁がなるほどという理解は、一応は示してくれている。ただ、各自治体消防の判断になってしまいますよねというところでございます。

○オブザーバー　そこは大阪府に頑張ってもらって、やはり事業者としてきちんとやっていくことはやりますよと。ただ、時間がこれだけ掛かりますよと、消防にも説明をするということはいると思います。

○事務局　きちんと説明はしないといけないのですよ。うちはこのような計画でやっていますと。ただ、自治体消防と話をしましたが、不作為を問われると言われたのです。条例内でそういう行為をしろと決まっているところをやらなければ不作為を問われるので、公表せざるを得ませんという自治体消防もありますと。それは違うでしょうと。

○オブザーバー　それは不作為になるのか。

○オブザーバー　公表制度そのものは、もともとは雑居ビルです。だから、飲み屋ばかりが連なっていて、逃げ場がないような雑居ビルが、火事が起こったときに危ないですよと利用者に伝えるのが公表制度だったのですが。けれども、１軒でもグループホームが入ったら、その雑居ビルと同じ扱いをされているから、このような話になっている。

○オブザーバー　利用者の位置が間違っているのです。一般大衆利用者とグループホームの利用者は違うのです。そこがここで間違っている。

○オブザーバー　一般大衆の不特定多数の利用者と書いています。そこが間違っています。だから、（１６）項イがやはり引っ掛かるという問題になるので、そこから変えるべきだと思います。根本的なところからいくのなら。（１６）項イになると、もう１つ言っておきますと、うちでも問題になったのですが、その棟だけに１軒入っていれば（１６）項イになりますが、府営住宅や別の住宅では、敷地内にある全部の建物が（１６）項イといわれています。１棟だけではないのです。

　だから、府営住宅でその敷地内に４棟入っていたら、４棟とも（１６）項イにすると言われるのです。それで防火対象物点検を全部にやらないといけない。誰がやるのかという問題もありまして、そのようなことも含めて整理をしないといけないのではないかという話になっています。

○オブザーバー　根本的に言えば、寄宿舎や不特定多数住居だとやっていること自体が混乱のスタートです。そこから直してもらわないと、その上での防火対策だと思います。

○オブザーバー　小さいところでも自火報、火通報連動をしていけばいいのではないかと思うのですが。この前の８足す９でも（６）項ハだから、スプリンクラーはいらないのです。そうしたら６０００㎡までスプリンクラーがいらないとなるのですが、（６）項ハなら。だけど、それはそれでまたどうだという話にもなります。根本的に小さいところや夜間支援があるところ、（１６）項イの問題も含めて、全部を整理するなら整理すべきだと思いますが、それがなかなかできない中では、今言っているような案しかないかなということになります。

○ＷＧ長　ほかはよろしいですか。先ほどの部分は分けて考えましょうか。要望書ではないというのはそのとおりなので、ここがおかしいということをここに盛り込むものではない。今このように決まっているものはこれに準じて、それの代替としてこうするのかと。こうしてほしいではなくて、これの代わりがこうだというのがガイドラインのあるべき姿なので、それとは別に、水面下で、法の矛盾や課題に関しては、改正の方向で動いていただいて、取りあえず大阪府下の市町村が、あるいは消防と話をして、このような形で認めてはどうかというガイドラインを作りますよ、という内容でまとめていくことでよろしいですか。その部分で、また戻りますが、相当にかなり要件を、アンド条件で書いていただいているオブザーバーの部分を少し参考にしていただいて、加えていくと。

　先ほどおっしゃいましたが、住まいの場ということ、９ページ、１０ページのところで、ある程度書いていただいていますが、市町村の役割の中で、やはり個々に見ていきましょうという部分は大事かと思います。市町村は自分のところの住民をどうするのだということがありますから、それぞれの部分はきちんと見ていってくださいと。それで推進体制を考えてよというのは、どこかに一部あるといいと思います。

　ほかはいかがですか。

○事務局　オブザーバーからご指摘いただいた理念系ですね。利用者の目線に立ってとかは、はじめにのところで触れようかと思っていたのです。何のためにこれを作るのか。私も８割を超えたからスプリンクラーがいるとか、科学的な根拠がないので、８割以下であっても本当に逃げられない人がいるところなら、付けてもらうべきだと思います。そこらあたりを落とし込むようにさせていただきます。

○ＷＧ長　はい。

○委員　ガイドラインとしての書きぶりになるので、例えば７ページで代替案とずっと書いてあるのが、最後に「何々できないか」という書き方になっているので分かりにくいのですよ。だから読み替えることができると、最後に消防との話し合いでなったら一番分かりやすいなと思うので。

○ＷＧ長　そうですね。

○オブザーバー　消防庁に上げることを意識して書いてあるから、今はそのような表現になっているので。

○委員　になるようにね。

○ＷＧ長　ですよね。それはもう。

○オブザーバー　設置のほうが、安全性が担保できると。大阪府として考えると。消防がそっぽを向いたら仕方がない。

○事務局　書きたいのは山々です。大阪府として出す限り、やはりうちの消防担当課には「うん」と言ってもらわないと困りますので、そこは引き続き調整します。

○オブザーバー　建築のほうとはリンクできているのですか。建築のほうは、８ｍとか１６ｍというのは一定短距離で逃げられるのなら安全だろうということについては、何か言ってきてくれているのですか。

○事務局　まだそこまで確認を取ってはいないですが。書き込むにあたっては最終的には全て関係機関になってきますので、確認を取りたいと思います。

○オブザーバー　府営住宅担当課は何かこの間、協力的とか。

○事務局　府営住宅担当課は協力していただいています。特に特例を東大阪市など対応していただいているところについては、一定情報提供したりする分も出てきますので、協力をいただいています。向こうも当然、１件ずつ検証していく中で、府営住宅においては対応してまいりますので、その辺についても協力をいただきたいと思っています。

○オブザーバー　この前、１軒、ちょっと府営住宅で付けたら、やはり内装不燃化の工事とパッケージで２００、３００万円が１軒当たり掛かるみたいな感じで。内装不燃化工事をしたあと、退去のとき、それも含めて現状復帰しないといけないのかどうかは。そうなりますか。

○事務局　今の時点で原則論になりますので、基本模様替えしたものについては、元に戻して返すというのが。

○オブザーバー　安全になっているのならいいのではないですか。

○オブザーバー　補助金を返すことまでしないといけない。

○ＷＧ長　資産価値を上げておいて下げるというのはあれだけどね。時間もないですので、本日いただいた意見を含めて消防に投げていただければと思います。勝手ですが、ワーキンググループの要望として、これは大阪府がというよりもワーキンググループとして、これだけ議論しているのに、大阪府が投げかけて消防の人が来てくれない、意見を言ってくれないといえば、一向に前に進まないというのは、ワーキンググループとして強い要望があったということだけ言ってもらえたらいいかと思います。

　それでは、あとは事務局で文言修正をお願いするとして、その他で今後のスケジュールと前回お話がありましたが、施設入所の進捗状況等につきまして、事務局からご説明をお願いできますでしょうか。

○事務局　まずスケジュールから申し上げます。本来であれば、スケジュールをきちんと引いて委員の先生方にお示しするべきですが、まだ引けておりません。流れとしては、今日の議論を踏まえて、ガイドライン素案の修正をした上で、再度ご連絡をさせていただく。その間、並行して追加の調査をやりながら、消防庁とも調整しながら、大阪府内の自治体消防にも協力を求めることになりますので、いずれにしても４月中旬以降ですか。もう少しかかるかもしれないです。

　エンドが決まっております。平成３０年３月末で経過措置が切れますので、そこにどれだけ時間をもって臨めるかとなってきますので、ゴールデンウィーク明けくらいには、代替案の完成を目指したいと考えています。このスケジュールについては別途ご案内申し上げます。

　施設入所者の意向調査につきましては、担当からご報告します。

○事務局　前回の第４回ワーキングでお示しさせていただいて、委員の皆さま、オブザーバーの皆さまからご意見をいただきまして、年が明けてすぐにも関わらず、皆さまのご意見をいただきまして修正したものを、調査票として各障がい者施設および宿泊型自立訓練のほうに調査しました。平成２９年２月１日時点での集計で、３月１５日締め切りとさせていただきました。

　速報値ですが、３月１５日の締め切り時点でおよそ７割の事業者から回答を得ております。先週中ごろにおきましては、宿泊型自立訓練事業所は全て回答をいただきました。あと、障がい者支援施設におきましても８割以上は返ってきております。今から口頭でお伝えする数値は、１５日の７割の時点の調査結果です。概要ですが、障がい支援区分について、平成２５年のこのワーキングのときにも調査していた数値がございまして、そのときは区分４以上でいきますと９２％。区分５、６以上になりますと７２％という集計結果でした。

　今回、この途中経過でございますが、区分４以上が９６％、区分５、６以上が８５％。やはり従来ここ数年地域移行が進んで、新たに入所されているところは重たい方が入っているというようなお話を聞いていたのですが、データ上もそれが表れてきている状況でございます。

　一番多い年齢層は４０代の方が３０％という結果が出ています。これは平成２５年のときの状況とあまり変わっておりません。ですから、経年の変化が見られたような状況です。年齢の構成はあまり変わっていない状況でした。

　あと、第４回ワーキングでもお示しさせていただいたクロス評価です。利用者本人は地域移行がしたい。職員も地域移行が可能ではないかという評価は、これは事務局側はＡ区分と読んでいるのですが、そのゾーンの人が、これは障がい者支援施設に絞らせていただきますと１０．２％。数でいきますと２９０名。これが多いのか少ないのかですが、１０年前の平成１９年の調査のときにも同じようなクロス評価をしていまして、そのときは３．２％。

　対象施設を絞っておりますので一概に評価はできないのですが、委員の皆さまからも、もう少し第三者の目も入れてほしいというご意見もいただいたのですが、一応の調査票を回収したもので、１０％と。私の感想としては、多いという印象は受けています。ただ、これをもって、ほかにも難しいという逆の評価もありますので、この時点でまずその評価があって、市町村にこれをお返ししていきますので、この地域移行の取り組みにつなげるスタートラインとして使っていただきたいなとは思っています。

速報値ですが、このような状況です。

○ＷＧ長　ありがとうございました。

○オブザーバー　これはまたいただけるのですか。

○事務局　はい。一応全数調査を目標にしておりますので、調査結果に関しましては委員の皆さま、オブザーバーの皆さまに、はい。

○ＷＧ長　時代の流れですね。大分変わってきていますね。

○オブザーバー　少しだけいいですか。時間が、１つだけ。このフロー図が気になって。何が気になっているのか分からなかったのですが、今回は説明がなかったけれども、あとは法と規則に基づいてスプリンクラー等のフロー図ですね。でも逆に、むしろ防火安全対策の１番下、これが大前提ではないですか。

○事務局　そうですね。ただ、流れとしてこのように持っていかないと、ほかに入らなかったので、少し考えさせていただきます。

○オブザーバー　少し何か。このようなことやった上で、なおかつこれがいりますよではなくて、むしろこれがあってこその話だと思うので、下が。ここは定量的なデータはないのですね、残念ながら。

○事務局　ないです。

○オブザーバー　だから危ないですよね。少しフロー図が気になって、多分そこが気になったのです。すみません。

○事務局　ありがとうございます。

○ＷＧ長　それでは、予定されておりました議事は終了しましたので、事務局に進行をお返しします。

○事務局　ワーキンググループ長、ありがとうございました。委員ならびにオブザーバーの皆さま方には、年度末のお忙しい中お集まりいただき、また、貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

　新年度以降の開催スケジュール等については、現時点では未定でございますが、あらためて事務局からご連絡をさせていただきますので、引き続きご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

　以上をもちまして、「平成２８年度第５回大阪府障がい者自立支援協議会地域支援推進部会　基盤整備促進ワーキンググループ」を終了いたします。本日はありがとうございました。

（終了）